

<使用量情報提供に係る本人確認手法(提出書類)について>

1、取扱い(案)

- 個人・法人ともに、ア)本人名義およびイ)使用場所の住所を、ウ)本人しか持ちえず、かつ当該書類を以て記載内容が担保される(証明力のある)資料の提出を以て確認できた場合、照会の意思があったものとみなして、使用量を提供する。
- 具体的には、
 - ・ ア、イ、ウが全て確認できる資料(公的証明書)を提出いただいた場合、1点の資料で使用量を提供する。
 - ・ ア、ウが確認できたが、イを確認できなかった場合(住所変更や複数契約等)は、ア、ウが確認できる資料1点とイが確認できる資料を1点の計2点を提出いただいた場合、使用量を提供する。

2、提出書類の整理

- ご提示いただきました提出書類につきまして、上記事項の確認を満たすことができるかどうか、下記のとおり整理いたしました。なお、ご提示いただいた書類は、すべて本人の名義が書かれているという前提であるため、アについては下表から除いております。
(※ご提示いただいたもののほか、印鑑登録証明書を追加いたしました。)

		イ)使用場所の住所	ウ)証明力の有無
個人	1、自動車運転免許証(有効期間中のもの)	○	○
	2、健康保険証(有効期間中のもの)	○	○
	3、写真付学生証(有効期間中のもの)	×	×
	4、日本国パスポート(有効期間中のもの)	×	○
	5、住民票の写し(発行から3ヵ月以内のもの)	○	○
	6、住民票記載事項証明書(発行から3ヵ月以内のもの)	○	○
	7、身体障がい者手帳(有効期間中のもの)	○	○
	8、療育手帳(有効期間中のもの)	○	○
	9、精神障がい者保険福祉手帳(有効期間中のもの)	○	○
	10、特別永住者証明書(在留期間が3ヵ月以上残っているもの)	○	○
	11、在留カード(在留期間が3ヵ月以上残っているもの)	○	○
	12、外国パスポート(有効期間中のもの)	×	○
	13、公共料金領収書・請求書(直近3ヶ月以内)	○	×
	14、電気・ガス検針票(直近3ヶ月以内)	○	×
	15、官公庁発行の印刷物(直近3ヶ月以内)	○	×
	16、クレジットカード(有効期間中のもの)	×	×
法人	17、登記簿謄本	○(一部)	×
	18、資格証明書	○(一部)	×
	19、現在事項全部証明書	○(一部)	×
	20、地縁団体台帳	○(一部)	×
	21、納税証明書	○(一部)	○
	22、印鑑登録証明書	○(一部)	○
	23、データ提供依頼書兼委任状(公印つき)	※	※
	24、公共料金領収書・請求書(直近3ヶ月以内)	○	×
	25、電気・ガス検針票(直近3ヶ月以内)	○	×
	26、官公庁発行の印刷物(直近3ヶ月以内)	○	×

※23、データ提供依頼書兼委任状(公印つき)については、公的書類ではないものの、委任されている事実を以て有効な書類と整理したいと考えております。(必要に応じてコールバック)

以上